



## 鯖江商工会議所青年部は 創立40周年を迎えました!



鯖江商工会議所青年部（会長：西村昭宏(株)西村プレジジョン代表取締役）創立40周年記念事業が、8月4日(日)に鯖江市文化センターで開催され、元大阪府知事、元大阪市長の橋下徹氏を講師に招き講演会を開催。「地方から国を変えるということ～橋下改革の実相～」と題し、一般の住民ら900名以上が聴講しました。

また、創立40周年記念大会は、11月23日(土)に鯖江市嚮陽会館で開催されます。この大会を機に新たな一歩を踏み出し、次年度の日本商工会議所青年部第40回全国大会しあわせ福井さばえ大会を控えている等、鯖江商工会議所青年部の歴史的な日になるよう、メンバーが準備を進めています。

知るべき  
得るべき  
情報

### 会社の登記事項が変更した場合の 申請義務について

齊藤司法書士事務所  
司法書士 齊藤裕史

会社法上、会社の登記事項に変更が生じた場合、2週間以内に変更登記を申請しなければならぬと定められています。

例えば、取締役や代表取締役が辞任して、新たに選任された場合や、任期が満了して再任された場合などは役員の変更登記が必要となります。

平成18年の会社法改正前は、株式会社取締役の任期は2年、監査役任期は4年でしたが、改正後は、一定の要件のもと取締役・監査役とも任

期を最長10年まで定めることが出来るようになりました。そのため、以前は2年ごとに必ず登記の変更手続きが必要でしたが、最長10年間も登記をすることがなくなつたため、変更登記が必要であることを忘れがちになります。

変更申請を怠ると、代表者個人に裁判所から100万円以下の過料がかかります。怠れば必ず科される訳ではないようですが、実務的に、登記が遅れた期間が長いほど高額の過料が処せられるらしく、金額は1万円か

ら多いと数十万円の過料を受ける場合もあります。行政罰なので、罰金ではなく前科はつきませんが、代表取締役個人に対して科されるので、会社の経費で落とすことはできません。

また、人が変わった場合だけではなく、引越をして住所移動したときも、2週間以内に住所変更の変更登記申請しないといけません。株式会社の場合代表取締役のみ住所が登記事項ですが、有限会社は取締役全員の住所が登記事項になりますので、平取締役が住所変更した場合にも登記手続きが必要となります。ときにはご自分の会社の登記事項証明書を取得して、登記されている事項に変更はないか確認するのもよいと思います。

## みなさまの食をサポートする企業グループ

### 一食一笑

一食一笑 (いっしょくいっしょう) 検索



#### 夕食材料宅配サービス

つくる人から笑顔に。



#### ・学校給食・事業所向け日替り弁当配達



株式会社 すみよし FRESH LUNCH

株式会社 マイクック



#### ・宅配水・ウォーターサーバーのレンタル



お届けします。あんしん・おいしいお水。  
アクアクララグループ  
アクアショップふくい

安全・安心・快適な  
住空間を目指して

## サイト建設(株)

代表取締役社長 齋藤 寿治  
TEL(0778)52-3203

家を建てたい・リフォームをしたい・物件を探したい  
住まい作りに関することは何でもご相談ください

## 弁理士 高島 敏郎

(鯖江商工会議所会員)

特許、実用新案、意匠、商標の国内外出願、  
調査、その他知的財産全般に関する相談等

事務所：鯖江市本町1丁目3-26

キミズ本町ビル2階

TEL・FAX 0778-52-0328

URL: <http://infokui.com/tokkyo>